

地域福祉基本計画」において「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、いる大阪市成年後見支援センターを中心に、地域で事務手続き等を含む支援等を行っています。

また、後見人等の報酬助成については、令和2年度から市長申立だけでなく、本人及び親族等による申立で後見等が開始された事案にも対象を拡大しました。

引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を円滑に機能させ、成年後見制度の利用促進や後見人支援等の取組の推進に努めてまいります。

んだ研修を行っており、引き続き実施していくことにより、相談体制の強化、充実に努めてまいります。

今後も、国や大阪府の動向を注視しながら、障がい者差別の解消に向けて取り組んでまいります。



**令和4年度 一障がい者交流学習事業—
「仲間づくりの教室」を開催します**

大阪市教育委員会が主催の“障がい者交流学習事業”として開催される令和4年度「仲間づくりの教室」は、引き続き大阪市手をつなぐ育成会が主管として、次のとおり開催することになりました。

【「仲間づくりの教室」／音楽活動風景】



目的: 知的障がいのある18歳以上の方を対象とした教室で、レクリエーションや余暇活動を通して、仲間づくりや自主性の育成を図り、自立した生活と、社会参加への意欲を高めることを目的として開催します。

内容: ①生け花や音楽を通して、豊かな心を育む。
②スポーツ大会やスポーツフェスタを通してスポーツを楽しむ。
③創作や手工芸、お楽しみ会などの活動を通して、仲間をつくる。
以上を基本にプログラムが組まれています。

開催期間: 令和4年4月17日(日)
～令和5年2月19日(日)
※うち受講回数(12回)

会場: ①大阪市立阿倍野市民学習センター
②大阪府立住之江支援学校
③ヤンマーフィールド長居

8 項目

今年4月から、すべての民間事業者にも合理的配慮を義務付けた、「大阪府障がい者差別解消条例」が一部改正され施行されていますが、これが市民、事業者および市職員への周知啓発に努めるよう要望する。

また、施行期日は定まっていないものの国において「障害者差別解消法改正法」も成立していることから、大阪市としてこの事前周知と広報を図るとともに相談体制の強化、充実に努めるよう要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8075

本年4月に「大阪府障がい者差別解消条例」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこととともない、大阪府と連携しながら、周知開発に努めているところでございます。

また、「障害者差別解消法改正法」は本年6月に公布され、公布の日から3年を超えない範囲内とされている施行を見据え、講演会の開催や啓発媒体の作成など、効果的な周知啓発となるよう取り組んでまいります。

相談体制につきましては、大阪市では、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援センター、人権啓発・相談センターなど58か所の相談窓口を設置しています。また、担当職員に対しては、対応力の向上を図るため具体的な事例を盛り込

回答